



自転車社会の環境改善を目指して No.32

自転車通勤を会社に正式に認めてもらうまで

文

特定非営利活動法人 自転車活用推進研究会 会員 顧 哲哉
株式会社インフォマティクス 空間情報事業部 営業部

事務局：〒 141-0021 東京都品川区上大崎 3-3-1 自転車総合ビル 4 階
TEL 080-3918-2932
URL <http://www.cyclists.jp/>



初めに

2011年3月11日の東日本大震災の直後、交通機関の混乱もあり自転車で会社に向かった人も多いと思います。自転車通勤には満員電車のようなストレスもなく、気分爽快で職場に到着すれば、仕事の効率もよいと思います。しかし、会社の許可を取っている方は少ないのではないのでしょうか。無許可での自転車通勤は、皆様にも会社にもメリットはありません。

私は会社と自転車通勤を認めてもらうための交渉を行い、2010年7月に正式な許可をいただきました。今回、私が会社に自転車通勤を正式に認めてもらうまでの経緯と、そのメリットについて書かせていただきます。

自転車通勤を始めたきっかけ

私が所属する株式会社インフォマティクスは、2004年7月に東京都品川区から川崎駅前に移転しました。サイクリングが趣味である私は、事務所移転にあわせて自転車通勤ができればと考え、ある週末に、自宅のある東京都府中市から川崎駅前まで自転車で下見に出かけました。自宅から川崎まで約27kmありましたが、多摩川沿いをノンビリ走って2時間弱で到着しました。到着後に事務所

周辺で自転車の駐輪場を探したところ、事務所の隣に川崎市営駐輪場を発見。屋根付きで1回の使用料は120円、収容台数400台超の施設です。

下見の結果、多摩川の土手沿いを走れば約20km信号がなく、駐輪場もあり、通勤時間は電車と変わらなかったため、自転車通勤を決断しました。

はじめは会社は無許可で自転車通勤

最初は自転車通勤の許可を会社に申請せず、電車通勤の通勤手当も支給されていたので、コッソリと、トイレでジャージからワイシャツとスラックスに着替えて事務所に入っていました。

自転車通勤禁止のお達し

秘かに自転車通勤を続けていた2009年3月、会社から無許可で自転車通勤を行うのは事故を起こした際に労災の問題もあるので中止するよう警告がありました。



中止の理由は、「会社に申請した通勤ルート(電車)と異なるルートを利用している」というもので、自転車通勤が否定されたわけではありませんでした。その時私は、会社に申請した通勤ルートと手段が異なるのが禁止理由なら、正式に申請すれば認められるだろうと考え、また同時に、会社からの警告を無視して強引に自転車通勤を続けて事故を起こしたりしてはまずいと思い、自転車通勤を自粛することにしました。

自転車通勤を自粛したら

自転車通勤を自粛したら、メタボ体質な私はあっという間に体重増加。サイクリングでも体力不足を実感しました。自転車通勤を自粛していた期間はスポーツクラブに加入し、室内で固定自転車のペダルを踏んでい

ましたが全く面白くありません。以前にもまして自転車通勤をしたいと考えました。

自転車通勤再開に向けて

新聞等に自転車通勤を紹介する記事を収集

会社に自転車通勤の許可を求めようにも、そもそもルールがないことには始まりません。私は、雑誌や新聞のコラムから他社の事例を資料として集めておきました。一般誌やビジネス誌は、総務部門が興味を示す自転車通勤の長所や課題を記事にしていることが多く、自転車専門誌やスポーツ誌よりも効果的です。

会社から自転車通勤許可を検討するとの連絡

自転車通勤を自粛して1年近く経過した2010年5月、総務部門より自転車通勤の許可を検討するとの連絡があったので、私は集めておいた資料と当時すでに自転車通勤の許可を出していた会社の例を参考に「自転車通勤規定文案」を作成し会社に提示しました。

自転車通勤規定文案には以下の内容を盛り込み、安全走行の徹底もアピールしました。

自転車通勤規定抜粋 (自転車通勤の許可)

自転車通勤を希望する者は、会社はその旨を申請し、その許可を得た後でなければ、自転車を通勤に使用できない。

1. 自転車による通勤は、次の条件を充たす社員にのみ許可する。

2. 自宅から通勤する会社までの経路が1.2km以上30km未満の者
3. 交通の便宜上、自転車の通勤が必要である者または健康への配慮から本人が自転車による通勤を希望し、会社が認めた者
4. 自転車保険に加入している者
5. 自転車による通勤を希望する者は、申請書、誓約書、加入している自転車保険の保険証の写し及び通勤経路を示した地図を会社に対して提出しなければならない。
6. 申請内容に変更のあった場合は、社員は、会社に届出を行い、再度、許可を受けなければならない。
7. 自転車通勤の許可を受けた場合であっても、当該自転車を会社の許可なく業務に使用してはならない。(禁止行為等)

自転車に乗車する場合は、道路交通法及び関連法規に従って運転を行うとともに、以下の各号に定める行為をしてはならない。

1. 飲酒運転
2. 携帯電話を使用しながらの運転
3. 無灯火による運転
4. 天災地変、その他道路事情が安全運転に困難と予想されるとききの運転
5. 整備不良の自転車の運転
6. ブレーキが装備されていない自転車の運転
7. 道路交通法令に違反する運転
8. 心身の状態が自転車通勤に適当ではないとききの運転

自転車通勤を正式に許可

2010年6月30日に自転車通勤に正式な許可が出ました。通勤交通費は通勤ルートの変更に伴い6ヵ月分の定期代を一旦会社に返納、毎月一定額が支給されるようになりました。

自転車通勤を正式に認められるメリット

気分転換、ストレス発散が簡単です。保険加入金や消耗人台として交通費が至急されます(距離が長いと電車定期代よりも多いことも)。

公共交通機関がマヒしても出社できます。

最後に

いまま会社に内緒で自転車通勤している人は、許可が出ないからと最初からあきらめるのではなく、とにかく交渉してみましょう。自転車通勤が認められないのは「会社が想定していない通勤方法は困る」「ルールが無い」という理由だけかもしれません。

もちろん道路交通法を守る、傷害保険への加入、事故に対する備え等を会社と話し合うことも必要です。

皆さん自転車通勤の許可をとって、正々堂々と自転車通勤を楽しみましょう。 PP

「自転車検定」を始めました



インターネットで、いつでも受験できる「自転車検定」サイトを設けました。無料のお試し検定も行っています。自転車活用推進研究会のホームページ〈<http://www.cyclists.jp/>〉からどうぞ。